



ダーバンCOP17/CMP7の結果と意味

Climate Experts / PEAR Carbon Offset Initiative

松尾 直樹

n_matsuo@climate-experts.info, n_matsuo@pear-carbon-offset.org



COP17/CMP7
UNITED NATIONS
CLIMATE CHANGE CONFERENCE 2011
DURBAN, SOUTH AFRICA



COP17/CMP7
UNITED NATIONS
CLIMATE CHANGE CONFERENCE 2011
DURBAN, SOUTH AFRICA

背景

- 京都議定書 = まず先進国から排出削減規制をしていこう (1997採択; 第1期: 2008-12年)
 - Guiding principle: Common but differentiated responsibility and its capabilities
- 気候変動枠組条約と京都議定書の2トラックで交渉が動いている
 - 京都議定書は気候変動枠組条約の1つの (現在は唯一の) 議定書
- 2013年以降の国際的取り組みに関して
 - 主要途上国も組み込んだ法的強制力のある新しい枠組みを求める動き
 - 京都議定書: 第2期の存在が前提となっている
- モントリオール会議 (COP11/CMP1: **AWG-KP**) → バリ会議 (COP13/CMP3: **AWG-LCA**)
→ コペンハーゲン会議 (COP15/CMP5: Copenhagen Accords (COP決定にできず))
→ カンクン会議 (COP16/CMP6: Cancún Agreement) → ダーバン会議 (COP17/CMP7)
- ダーバン会議の一般的注目点
 - 2013年以降の筋道 (road map) をつけることができるか?
 - 京都議定書の第2期? 気候変動枠組条約の下での新しい条約への道?

疑問点...

- 主要排出国の (意味のある) 「参加」とは？
 - 主要途上国 = BASIC諸国？ (Brazil, South Africa, India, China)
 - +米国 (どのように政権が考えようとも議会在動かない...)
 - 意味のある参加 = 法的拘束力のある数値目標の枠組みに批准, 規制される
 - 議定書に入ればよいのか？ 目標レベルは？ 守らなかったら？ ←カナダの悪例
 - 国際ルール/目標遵守 > 新協定に合意/批准 > 国内目標 + 対策実施？
- 京都議定書の「延長」とは？
 - 2013年以降： 改正京都議定書 + オリジナル京都議定書 の2本立て
 - 日本はオリジナル京都議定書の締約国ではあり続ける
- 空白期間とは？
 - 京都議定書の第1期と第2期の間が空かないこと？
- 気候変動枠組条約の下でも「数値目標」がある？

3

主要結論

- 将来の「方向性」をつけることができた
 - 新しい交渉プロセス → すべての国対象の legal force をもつ国際協定/合意
 - 詳細は 今後の課題
- カンクン合意で決定されたもの → Operational Phase に
 - (途上国の) Mitigation: NAMA / 隔年更新レポート / ICA / NAMA Registry
 - Adaptation: Cancún Adaptation Framework & Adaptation Committee
 - Finance: GCF (Green Climate Fund) & Standing Committee
 - Technology Transfer: Technology Executive Committee & CTCN
- 京都議定書 第2期が, 明確に 2013年1月1日からとされた
 - 改正議定書の「詰め」はドーハ会議に

4



COP17/CMP7
 UNITED NATIONS
 CLIMATE CHANGE CONFERENCE 2011
 DURBAN, SOUTH AFRICA

将来の国際枠組み方向性

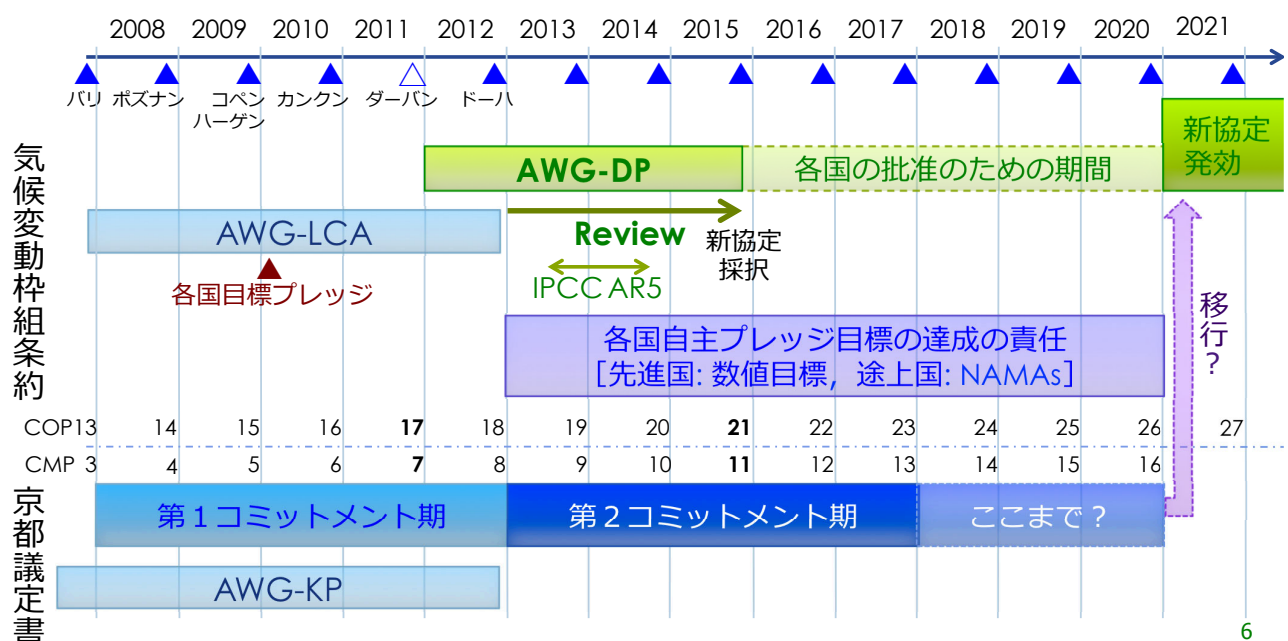
- 京都議定書
 - 第2期を 2013年 1/1 からスタートさせる
 - 本文の改正はほぼ完了
 - Annex B (数値目標) と 期間 (5年間 or 8年間) が, ドー八会議 (CMP 8) 送り
 - 数値目標は 基本的には各国のプレッジをベースにする
 - プレッジ → 議定書の数値目標の転換を通報 (5/1まで)
- 気候変動枠組条約
 - 2015年の COP 21 で, すべての国対象で legal force を持つ議定書 or 国際合意を採択し, 2020年から発効できるような交渉プロセス Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action を立ち上げる
 - 2012年前半にワークプランを設定
 - AWG-LCAは積み残し事項をドー八会議で決定
 - 2013-15年にかけてそれまでの行動のレビューを行う → 強化のきっかけ
 - IPCC AR5 (2014年 10月完成) の影響が大きそう
 - その他, カンクン合意の合意事項の modalities などを決定 → 行動フェーズに

改正議定書発効までの
暫定措置が必要のはず



COP17/CMP7
 UNITED NATIONS
 CLIMATE CHANGE CONFERENCE 2011
 DURBAN, SOUTH AFRICA

Road Map





COP17/CMP7
UNITED NATIONS
CLIMATE CHANGE CONFERENCE 2011
DURBAN, SOUTH AFRICA

新たな疑問

- Protocol, another legal instrument or an agreed outcome with legal force under the UNFCCC applicable to all Parties とは？
- おそらく...
 - 国際法としての遵守義務のある国際協定
 - 罰則規定は入ったとしても強制力は緩い
 - 先進国にとっては 京都議定書タイプ
 - 途上国にとっては 原単位目標などの形
 - あるいは セクターなどの削減量目標設定
 - 一部の途上国は 先進国グループへ
 - Implicit な目標強化圧力はあるが、基本的には「自主プレッジ」目標をベース

本当に重要なのは、transparency や accountability より、「対策促進」のためのさまざまな取り組み...

7



COP17/CMP7
UNITED NATIONS
CLIMATE CHANGE CONFERENCE 2011
DURBAN, SOUTH AFRICA

日本政府の解釈と
スタンスを要確認

日本に関連する他の重要ポイント 1

- 条約の target ← プレッジした目標からの転換
 - 前提, 条件, 基準年, LULUCF, GHGs, GWPs, セクターカバレッジ, 市場メカニズムの活用
 - 3/5 までに事務局に通報
- 条約の target 達成のために CDM を用いることができるか？
 - おそらく大丈夫
 - 日本はオリジナルの議定書の締約国ではあり続ける
 - 上記の「条件」に CER活用を明記することが必要
 - CDMコンタクトグループで討議されたが、最終的に利用不可という文章は削除
- 条約の target 達成のために 二国間メカニズム を用いることができるか？
 - Mitigation 部分に, 市場を使うアプローチと, 新市場メカニズムの定義の2種類が記載
 - 条約の下では, かなり中央ガバナンスと 環境十全性を強調したものとならざるをえない。また制度整備まで時間を要する
 - 日本が「市場を使うアプローチ」として, (二国で勝手に行うメカニズムを)上記の目標達成の条件に入れたらどうなるか？

国内の自主目標に用
いることができるか
どうかは別の問題

8



COP17/CMP7
 UNITED NATIONS
 CLIMATE CHANGE CONFERENCE 2011
 DURBAN, SOUTH AFRICA

日本に関連する他の重要ポイント2

- 日本の国としての数値目標は？
 - 国際的には、議定書の目標と条約の下での目標は 大差がない
 - 義務 or 責任 の違いのみ. 自主プレッジベース, CDM利用可も同じ
 - 3月に政府が 新しく緩い目標にするかどうかを決定？
 - 注目点： 国際的な市場メカニズム利用をどう考えるのか？
- 企業に対する規制は？
 - 当面は 経団連の自主行動計画ベース. 政府のスタンスの明確化次第.
- CDMの将来は？
 - 国内で（自主行動計画達成に）使えるか？
 - EU が 90年比マイナス30%を受け入れるかどうか？ [供給> 需要 状態の打破？]
 - 他のETSでの利用は？
- 新しいビジネス機会は？
 - 途上国の排出削減活動 NAMA に新しいチャンス
 - REDD+ は 排出権化はしばらく時間を要する

AWG-KPで、2020年 Annex I 国
 排出総量を、1990年比で 少なく
 とも 25-40% 削減に賛成



COP17/CMP7
 UNITED NATIONS
 CLIMATE CHANGE CONFERENCE 2011
 DURBAN, SOUTH AFRICA

Nationally Appropriate Mitigation Actions

NAMA

Measurement,
 reporting, verification

- 途上国は、これから **MRV**付きの政策プログラム/プロジェクトをデザインして
 いくことになる
 - 国際的なサポートを求めることができる
 - 途上国にとっての「競争」が始まる
 - 先進国にとっても、2020年時点で 年間 1,000億ドルの途上国支援をコミットしている
 ため、いかに「有効に」使うかがキー
- 有望な NAMA を途上国のカウンター
 パートとデザインし、それを途上国
 政府から、G-G チャンネルを通じて
 日本政府サポートとリンクさせる
 - 日本政府も日本からの技術移転と
 日本企業が潤うことを望むはず...
 - 排出権と異なり 初期ファイナンスが可能
 - 面倒なCDMレベルのMRVは不要

日本政府は官民合わせて
 2012年までの3年間で
 150億ドル

